

居宅交流会での連絡事項

令和2年7月2日（木）

あま市 福祉部 高齢福祉課

【参考】

ケアプランの軽微な変更について

(平成30年10月16日(火)居宅交流会配布資料)

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第三号から第十一号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更(例えばサービス提供日時の変更等で、**介護支援専門員が基準第13条三号から第十一号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの**)を行う場合には、この必要はないものとする。

○ケアプランの軽微な変更の内容について

- ・サービス提供の曜日変更(体調不良や家族の都合等)
- ・サービス提供の回数変更(同一事業所における週1回程度の増減)
- ・利用者の住所変更
- ・事務所の名称変更
- ・目標期間の延長(ケアプラン上の目標設定を変更する必要がない場合)
- ・福祉用具で同等の用具へ変更し単位数のみが異なる場合
- ・目標もサービスも変わらない単なる事業所変更
- ・目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- ・担当介護支援専門員の変更



(介護保険最新情報Vol.155)

変更箇所が分かるよう、見え消しで修正し、経過記録等に記載しておいてください。
悩まれる場合は、随時ご相談ください。

ケアプランの軽微な変更について（補足①）

【軽微な変更の判断の考え方】

軽微かどうかの判断は、変更する内容が**一連の業務を行う必要性の高い変更**であるかどうかによって行うこと。軽微な変更と判断した根拠は、支援経過に記載してください。

【一連の業務を行う必要性の高い変更とは】

- ・サービス時間が同じでもサービス内容が大きく変更となり、目標を増やしたり、変更したりする必要があるとき
- ・ニーズが新たに増え、目標設定やサービス内容が増えたとき
- ・利用者の状態の変化で、サービス利用の時間帯が大きく変更となったとき
- ・サービス利用の回数が大きく増減したとき



アセスメントやサービス担当者会議などの一連の業務が必要になります。

ケアプランの軽微な変更について（補足②）

【利用者の住所変更】

利用者の単なる住所変更の場合のみ。住環境、家族構成等が変わる等生活に影響が生じる場合は再編成が必要です。

【目標期間の延長について】

目標設定期間の単なる延長を行う場合。ただし、同じ目標が長期間続く場合は、不適切な目標として見直しが必要です。

【福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合】

福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更

福祉用具でレンタルしていた車いすを、翌月に返却する場合などの品目追加・削除や個数の変更、介護保険サービスを止める場合は、軽微な変更として取り扱うことはできません。

ケアプランの軽微な変更について（補足③）

【目標期間の延長について】

本来目標は、期間中に達成できる内容を設定するものです。短期目標の有効期間切れを一律に「目標期間の延長」による軽微な変更として取り扱うことは、目標期間を設定した趣旨が達成できないこととなります。

漫然と自動更新・自動延長のように軽微な変更として目標期間を延長することは、制度趣旨に反するものとなります。したがって、「目標期間の延長」を軽微な変更として取り扱う場合、**期間満了後に計画の評価を行い、目標が達成できなかったにもかかわらず、なぜ目標を変更する必要が無いと判断した理由を、支援経過などに記録してください。**

軽微な変更をした場合は、利用者又は家族に説明して同意を得たうえで、修正したケアプランを交付し、いつ同意を得て交付しかかを支援経過などに記録してください。また、第2表に位置づけたサービス事業所等に対しても、修正したケアプランを交付し、情報共有を図るようにしてください。

総合事業給付と介護給付の請求について

(問) 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答) 要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

- ①要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ②事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」
についてのQ&A【平成27年3月31日版】抜粋

特別障害者手当について

20歳以上で、次のような重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする方が対象となります。

- ・身体障害者手帳1、2級程度の障がい重複して有する方
 - ・身体障害者手帳1、2級程度の障がい有する方で、IQ20以下又は常時介護が必要な精神障がい有する方
 - ・身体障害者手帳1、2級程度の障がい有する又はIQ20以下もしくは常時特別な介護が必要な精神障がい有する方で、他に身体障害者手帳3級相当の障がいを2つ以上有する方
 - ・身体障害者手帳1、2級程度の障がい有する又はIQ20以下もしくはこれと同程度の障がい又は病状有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方
- 【あま市HP「福祉手当一覧」より】

具体的には、要介護4又は5で、常時介護を必要とする方(重度の認知症の方を含む)などが該当する可能性があります。(手当用の診断書をもとに、総合的に判断するため、必ずしも受給できるとは限りません。)

※ただし、施設に入所されている場合や3ヶ月を超えて入院している場合は、手当を受給することができません。
また、所得制限があります。

詳細については、あま市HPの「福祉手当一覧」、もしくは、社会福祉課(052-444-3135)に、お問い合わせください。

居宅介護支援事業所の管理者要件について

令和3年4月1日以降、管理者となる者はいずれの事業所であっても主任介護支援専門員であること。

※令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予することができます。

(※)不測の事態について想定される主な例

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居 等

また、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

(介護保険最新情報Vol.843)

ご清聴ありがとうございました。

今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。